

## 食品安全委員会（第564回会合）議事概要

日 時：平成27年6月9日（火） 14：00～14：42  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：熊谷委員長ほか 名出席  
傍聴者：報道 2名、行政機関 1名、一般 4名

### 議事概要

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
- ・ 添加物 1品目  
次亜臭素酸水  
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件については、添加物専門調査会において審議することとなった。

- (2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
- ・ 「DP-No. 2株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリングリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え等食品専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 新開発食品専門調査会における審議結果について
- ・ 「大麦若葉粉末」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を新開発食品専門調査会に依頼することとなった。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・ 農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「クロフェンテジン」に係る食品健康影響評価について
  - ・ 農薬「クロルプロファム」に係る食品健康影響評価について

- ・ 農薬「ピコキシストロビン」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「ピロキロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エトフェンプロックスの一日摂取許容量を0.031mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を1mg/kg 体重と設定する。」

「クロフェンテジンの一日摂取許容量を0.017mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないと判断した。」

「クロルプロファムの一日摂取許容量を0.05mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.5mg/kg 体重と設定する。」

「ピコキシストロビンの一日摂取許容量を0.046mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.2mg/kg 体重と設定する。」

「ピロキサロンの一日摂取許容量を0.019mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量を0.2mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

#### (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年5月分）について

→事務局から報告。